

## 相模原市精神医療審査会の概要

### 1 根拠法令

- ・精神保健および精神障害者福祉に関する法律第12条
- ・相模原市精神医療審査会運営要綱（別紙のとおり）

### 2 目的

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療および保護を確保するために専門的な審査を行う。また、独立性を確保するために精神保健福祉センターに事務局を置く。

### 3 審査会委員

(1) 構成（平成25年4月1日より合議体に属さない予備委員を委嘱）

- ・精神障害者の医療に関する学識経験を有する者（精神保健指定医）6名
- ・法律に関し学識経験を有する者3名（うち合議体に属さない予備委員1名）
- ・精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有するもの3名（うち合議体に属さない予備委員1名）予備委員に限り「その他の学識を有する者」を要件とする。

\*平成29年度途中より、法律に関し学識経験を有する者4名（うち合議体に属さない予備委員2名）、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者4名（うち合議体に属さない予備委員2名）となります。

(2) 合議体

- ・2合議体

(3) 任期

- ・2年

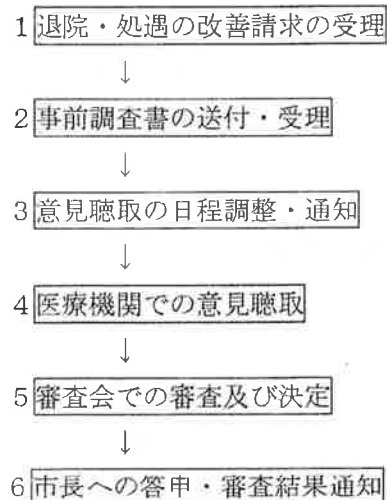
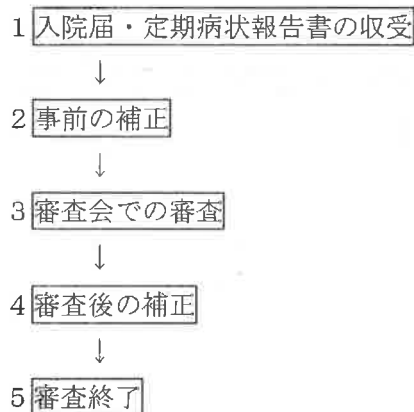
(4) 報酬

- ・19,000円（合議体の出席及び意見聴取1回あたり）

### 4 審査内容

<入院届・定期報告等に関する審査>

<退院及び処遇改善請求に関する審査>



### 5 事務局

事務局は相模原市精神保健福祉センターに置く

精神医療審査会 予備委員の業務内容について

<入院届等の審査について>

① 入院届等の收受

○「入院届等」は事務局で收受します。

② 審査会での審査

○審査会は医療委員3名と法律家委員1名、有識者委員1名の5名で構成されます。法律家委員と有識者委員について、合議体に所属する委員が欠席する場合、審査会へご出席いただきます。

<退院請求及び処遇の改善請求の審査について>

\* 意見聴取当日の業務内容については変更ございませんが、合議体に所属する委員が欠席する場合、審査会へご出席いただく業務が加わります。

① 退院・処遇の改善請求の受理

○「退院等の請求」は事務局で受理します。  
○受理後、事務局が意見聴取を依頼する委員、日程について調整を行います。本委員を優先して調整し、調整が困難な場合に、予備委員へ依頼させていただきます。

② 当該精神科病院での意見聴取

○当該患者の入院する医療機関で、当該患者、主治医、家族等の3者から面接による意見聴取を実施していただきます。  
○意見聴取は、本委員の医療委員（精神保健指定医）と予備委員との2名で実施していただきます。

③ 意見聴取記録の作成・提出

○意見聴取の結果を、所定の様式により、書面で事務局にご提出いただきます。

④ 審査会での審査・決定

○ご提出いただいた意見聴取記録を参考に、審査をさせていただきます。合議体に所属する委員が欠席する場合、審査会へご出席いただきます。